

令和2年5月20日

生徒・保護者 様

千葉県立沼南高柳高等学校 事務室

7月の審査から、就学支援金の認定基準が変更になります。

従来の保護者の県民税・市民税所得割額による認定から、下記の課税所得を基にした認定に変更になります。令和2年1月1日現在の住民票の所在地によって異なりますのでご注意ください。

(政令市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除} \times 3/4$

(通常の市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除}$

保護者等のAの値の合算が30万4200円未満であれば認定になります。
千葉県では千葉市のみが政令市です。

1 現在就学支援金の受給資格認定を受けている生徒

令和2年7月～令和3年6月(3年生は3月まで)の就学支援金を受給するかどうかの意思確認のため、意向確認書を提出していただく必要があります。

マイナンバーの写し等については、御提出済みの方は、改めて御提出いただく必要はありません。

2 現在就学支援金の受給認定となっていない生徒

前回の申請で不認定になった方、申請を辞退された方でも、7月以降の支援金については、令和2年度の課税状況で審査することから改めて申請していただくことができます。意向確認書の他に申請書類を記入していただく必要がありますので本校ホームページを御確認ください。

重要

1、2のどちらも令和元年(H31)の所得の申告が必要です。
確定申告や年末調整を行っていない方は、マイナンバーによる情報取得ができないため、認定の遅延に伴う授業料のお支払いが発生する場合があります。

申告を行っていない方は必ず事務室まで連絡をしてください!!

不明な点は、沼南高柳高校事務室 TEL 04-7191-5281 までお問い合わせください。